

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 30 年 5 月 16 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	1, 191, 227 円
事故の概要	平成 29 年 11 月 8 日午後 0 時 53 分頃、国道 24 号橋本市高野口町大野交差点において、赤信号のため停車していたところ、信号が青に変わり、前方に停車していた相手方車両が発進したことから、続いて車を発進させたが、その際に住宅地図に目をやっていたことにより、相手方車両が再び停止したことに気付くのが遅れ、相手方車両に追突し、相手方を負傷させた。